

日医発第 480 号（法安）

令和 6 年 6 月 6 日

都道府県医師会

担当理事 殿

警察活動協力医会 代表者 殿

日本医師会

常任理事 細川秀一

（公印省略）

警察が取り扱う死体に対する心筋トロポニン T 検出試験紙の使用中止について  
（周知依頼）

日頃、警察活動に協力する医師の円滑な業務遂行に対して、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記の件について、別添のとおり本会に対し周知依頼がありました。

警察庁では、警察が取り扱う死体に対し、警察署長の判断により医師が行う検査においては、心筋トロポニン T 検出試験紙の使用を中止する旨の通達を令和 6 年 3 月 18 日付けで全国の都道府県警察に対し発出しているとのことです。

つきましては、貴会におかれましては、本件につきご了知いただくとともに、管下医師会、警察活動協力医会および検視立会業務に従事される会員等に対し、周知いただきますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 6 年 6 月 3 日

日 本 医 師 会 御 中

警察庁刑事局捜査第一課検視指導室長

警察が取り扱う死体に対する心筋トロポニンT検出試験紙の使用中止について（周知依頼）

日本医師会におかれましては、平素から警察における死体取扱業務をはじめとする各般の警察活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

警察庁では適正な死体取扱業務を推進するべく、検視、死体調査方法等について不断の見直しを進めているところ、本年3月18日付けで、当庁から全国の都道府県警察に対し、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）」第5条の規定に基づき、警察署長の判断により医師が行う検査においては、心筋トロポニンT検出試験紙の使用を中止するよう指示しておりますので通知します。

ご遺体に対する心筋トロポニンT検出試験紙の使用については、かねてより死後に採取した血液中の心筋トロポニンT濃度によって虚血性心疾患を診断するのは困難である旨の研究結果が複数あり、複数の法医学者からもその効果に疑問が呈されておりました。昨今は、死後変化によって大多数が陽性反応を呈すること、熱中症、中毒、窒息等の外因死でも陽性反応を呈するとの研究結果も発表されていると承知しております。

この度、日本法医学会が発行する「死体検案マニュアル」が改訂され、同マニュアルにも、「トロポニンやH-FABPなどの心筋逸脱系酵素など、基準値が死後高値となる項目を対象としている検査キットを使用し、死因を判断することは非常に危険」であると明記されており、当庁で今後の使用の是非について熟慮した結果、信頼性の乏しい検査結果により、その死因が犯罪に起因するかどうかの判断を見誤るおそれがあると判断し、全国の都道府県警察に、ご遺体に対する心筋トロポニンT検出試験紙の使用を中止するよう指示したところでございます。

なお、今後、犯罪死の見逃し防止に資する有用な検査キット等があった場合には、随時、全国の都道府県警察に対して必要な指示をして参ります。

本件につき御了知いただくとともに、貴会員及び警察活動協力医会に対しても周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上